

## コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について

## 1 学校運営協議会

## (1) 法定の学校運営協議会

## 【意義】

平成16年 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」に、「各学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことが期待される。学校においては、保護者や地域住民に対する説明責任の意識が高まり、また、保護者・地域住民においては、学校教育の成果について自分たち一人一人も責任を負っているという自覚と意識が高まるなどの効果も期待される。さらには、相互のコミュニケーションの活発化を通じた学校と地域との連携・協力の促進により、学校を核とした新しい地域社会づくりが広がっていくことも期待される。」とあり、学校評議員よりも、より積極的に学校運営に関わることができる新たな仕組みとして平成16年に法改正により導入された。

- ・地域のニーズを反映させた教育活動の展開
- ・地域ならではの特色ある学校づくりの展開
- ・保護者・地域住民に対する説明責任の向上
- ・保護者・地域住民が学校に関わる意識の向上
- ・学校を核とした地域社会（通学区範囲程度）づくりの広がり

## 【法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

※校長は意見を申し出て、教育委員会が委員を任命する。

## 【委員】

- ・要件：地域住民、保護者、地域学校協働活動推進員その他教育委員会が必要と認める者
- ・任命手続、任期：教育委員会規則で定める
- ・身分：非常勤特別職地方公務員

## 【役割（権限）】

①校長の作成した学校運営の基本方針（業務量管理・健康確保措置含む）を承認すること

②教育委員会や校長に学校運営に関して意見を述べるができること

③教職員の任用に関して任命権者に意見を述べるができること

※①は必須事項。②及び③はできる規定

※CSは学校・家庭・地域を結ぶハブとして、①～③に加えて、学校評価や学校支援活動等が行われることが多い。

## (2) 京田辺市の学校運営協議会

### 【目的】

学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組むこと

### 【法令等】

京田辺市学校運営協議会規則

### 【委員】

- ・要件：地域住民、保護者、学識経験者、関係行政機関の職員、設置校の校長、教育委員会が適当と認める者
- ・任命手続、任期：15名以内で教育委員会が任命する。なお、校長は、委員を推薦、推薦者の公募ができる。2年任期とし、再任可能
- ・身分：非常勤特別職地方公務員
- ・報酬：日額10,100円以内で教育委員会が定める額

### 【役割】

- ・教育目標及び学校運営に関する事、教育課程の編成に関する事、校長が必要であると認める事項についての承認を行う。
- ・設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。
- ・設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。
- ・設置校の運営状況等について適切な時期及び方法により評価を行う。

## 2 地域学校協働活動

### (1) 法定の地域学校協働活動

#### 【意義】

平成20年より国の社会教育事業として始まった「学校支援地域本部事業」は、校区の住民をボランティアとして学校へ派遣して支援しようとするものであったが、子供たちの将来、成長・発達に向けて、教育をより豊かにし、子どもを地域と共に育むという視点から、社会に開かれた教育課程の実現に向けた取組を一層推進し、また子供の教育という共通の旗印の下に、地域住民がつながり、学校支援以外の活動を拡充するものとして、コーディネート機能を備え、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、地域課題や地域の将来の姿についても議論を重ね、実践するものとして「地域学校協働活動」へと発展させる必要があるとされ、平成29年に法改正により導入された。

#### 【法令】

社会教育法第5条第2項、第9条の7

#### 【活動】

社会教育法第5条第1項第13号～15号について、幅広い地域住民等の参画を得て、地域と学校が連携協働して行う活動

#### ※社会教育法抜粋

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

### (2) 京田辺市の地域学校協働活動

京田辺市においては、学校と地域が協力した取組は既になされているが、地域学校協働活動としての位置付けはしておらず、地域学校協働活動推進員も配置していない。なお、『京田辺市教育振興基本計画』には推進する旨の記載がある。

#### ※京田辺市教育振興基本計画

基本方針2 心豊かに明日を拓く学びあい

基本施策(3) 家庭・地域社会の教育力の向上

3) 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進(P.49)

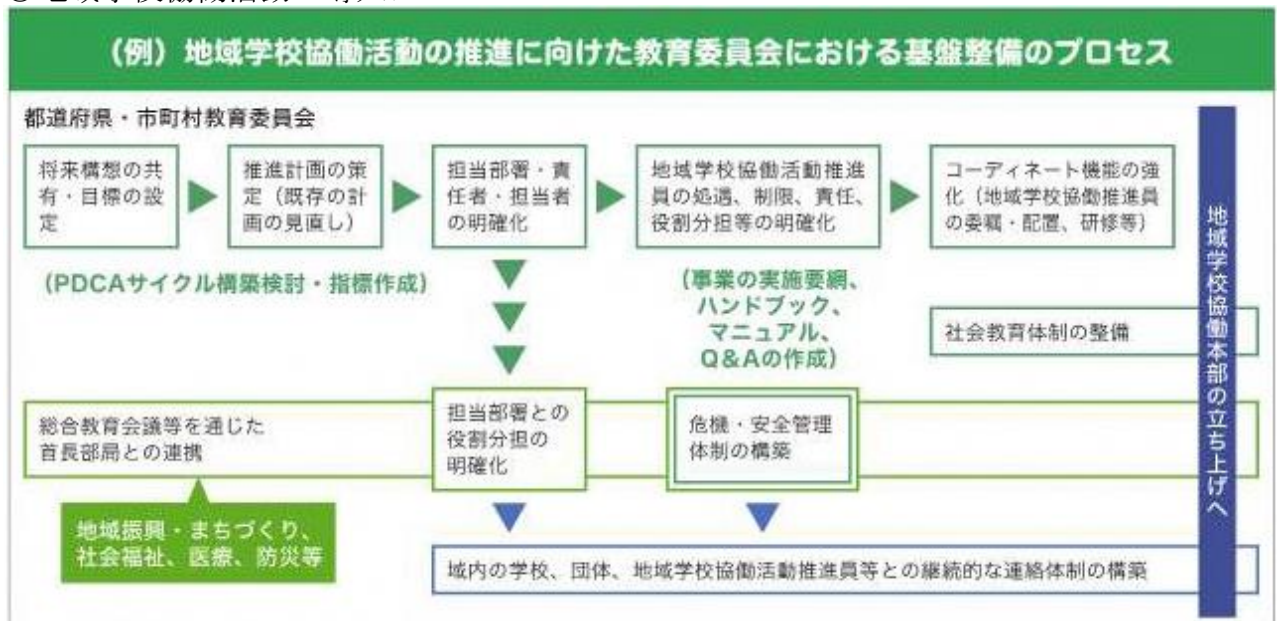
仕事等により家庭に保護者がいない児童を対象とした「留守家庭児童会」や、全ての児童を対象とした地域学校協働活動の推進により、家庭、地域、

学校が連携した、子どもたちにとって安全・安心な居場所をつくり、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣や態度を養い、豊かな人間性を身に付けるよう育成します。

■取り組み例

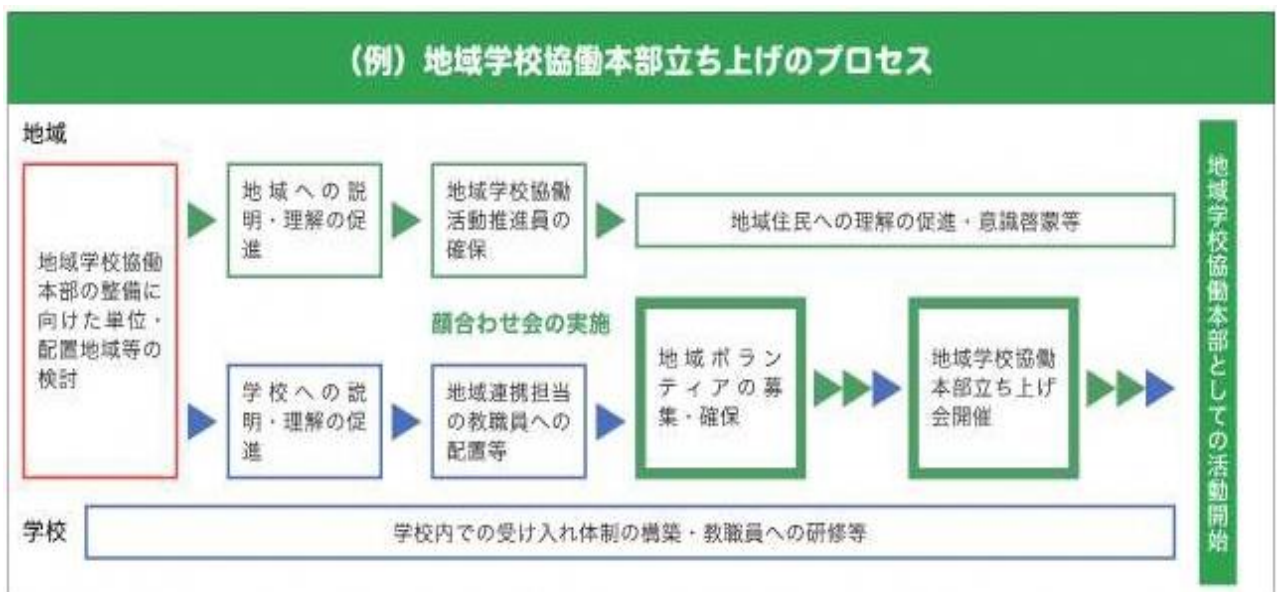
- ・ 地域・学校パートナーシップ事業
- ・ 放課後こども教室事業
- ・ 通学の安全見守り

○地域学校協働活動の導入プロセス



○地域学校協働本部の立上げプロセス

コーディネート、多様な活動、継続的な活動の3機能を持った地域のネットワーク

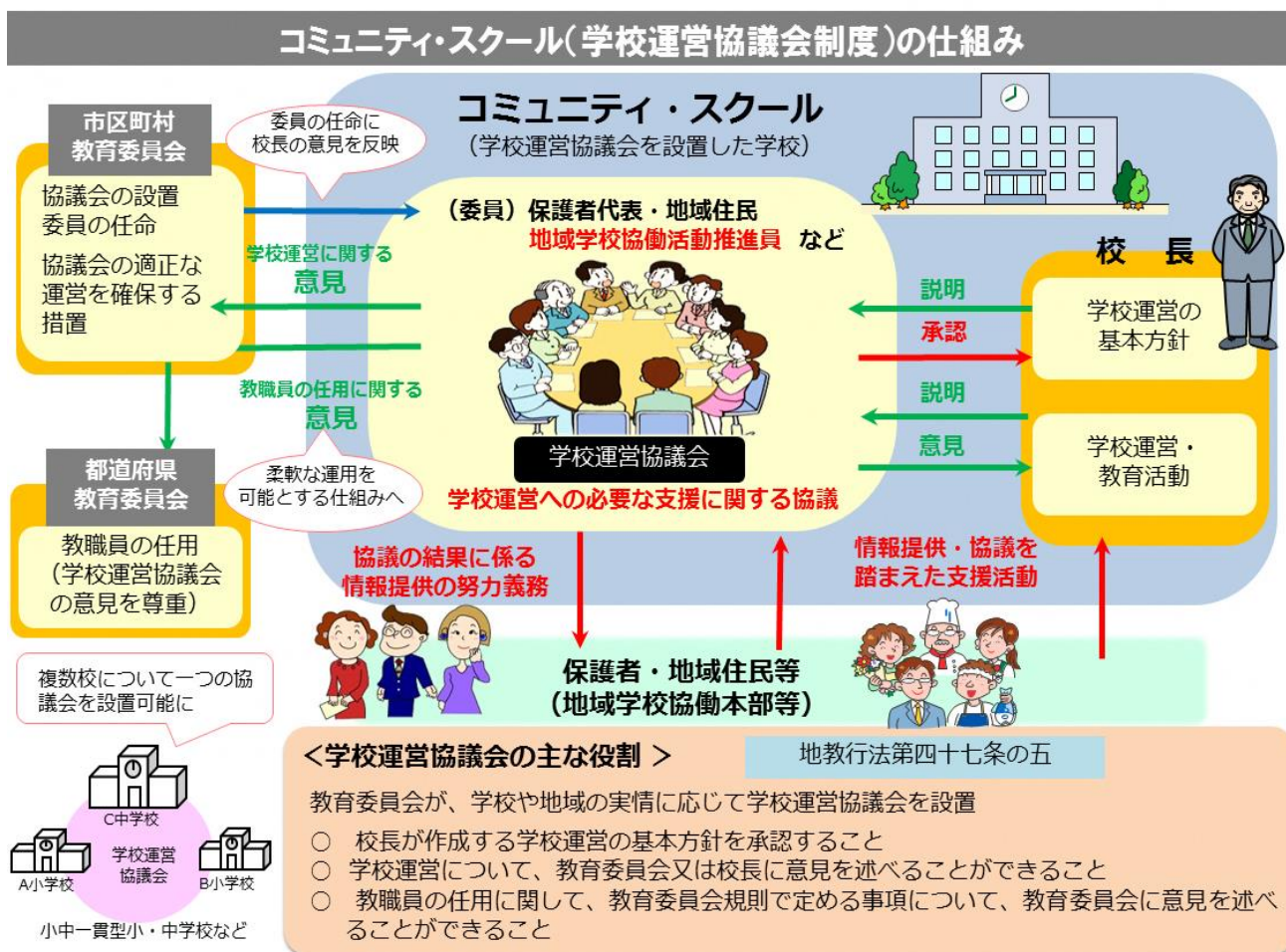


※文部科学省編「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」（R8.3）

### 3 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進について

平成27年 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」には、「地域とともにある学校に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育の体制としての地域学校協働本部が、相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要」とある。また、令和5年の国の第4期教育振興基本計画には、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。」と定められており、それらの推進は市立学校に必要であると言える。

そして、学校を含む地域全体でどのような子供を育てていくのかという共通認識のもとで、学校と地域が共通の目標を設定することが重要であり、学校運営協議会の協議等がその役割を果たすとともに、その結果を踏まえて、幅広い地域住民等が参画することにより、教育活動や地域学校協働活動の充実・活性化へつなげるものとされる。



令和7年5月現在、全国の小中学校の約7割で学校運営協議会が設置されている。  
また、地域学校協働本部も7割以上で設置されている。

### コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

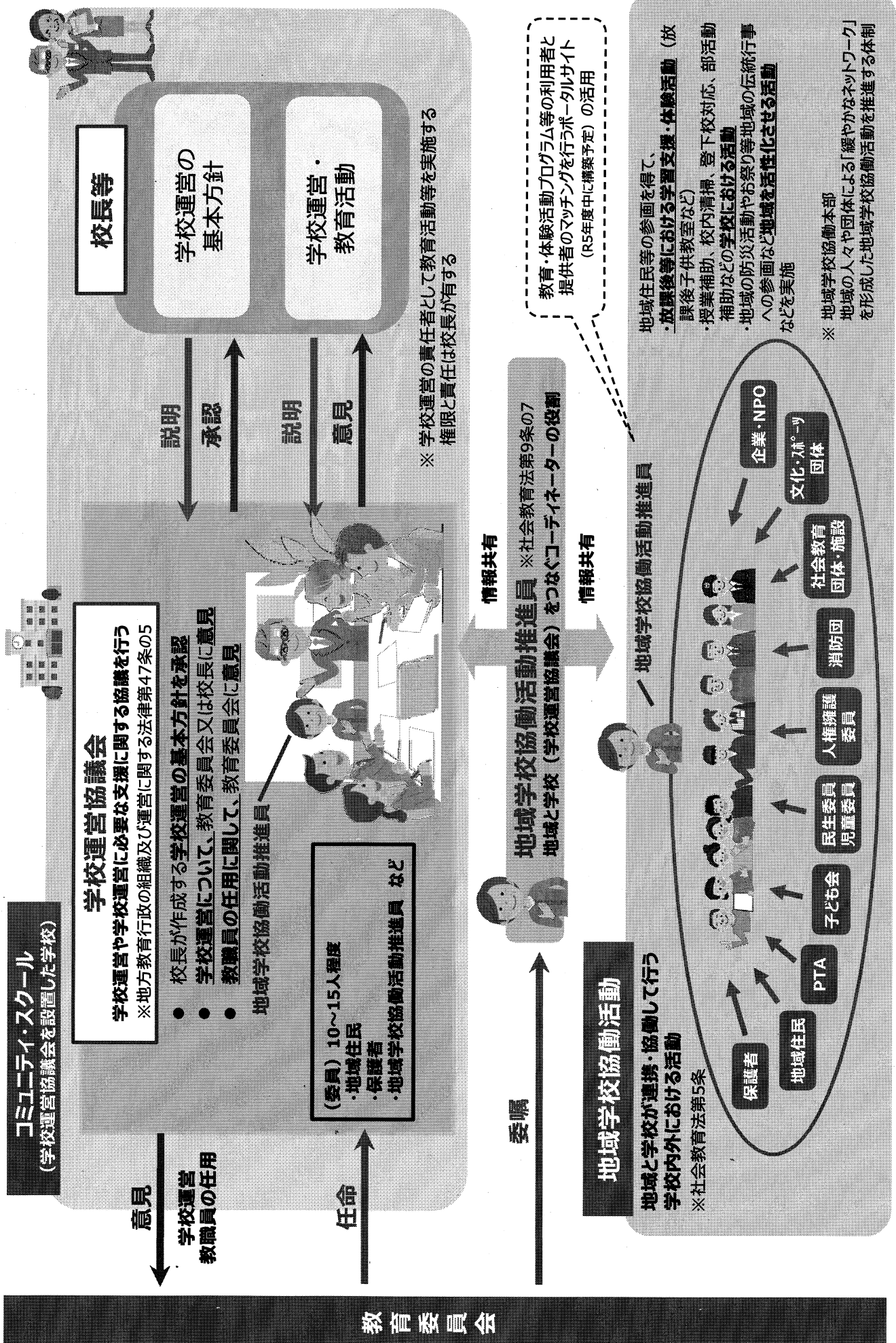
令和7年5月1日  
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	<b>2,085園</b> 2,258園	<b>388園</b> 353園	<b>18.6%</b> 15.6%	<b>568園</b> 557園	<b>27.2%</b> 24.7%
小学校	<b>18,073校</b> 18,291校	<b>12,979校</b> 12,001校	<b>71.8%</b> 65.6%	<b>14,235校</b> 13,793校	<b>78.8%</b> 75.4%
中学校	<b>8,906校</b> 8,951校	<b>6,303校</b> 5,761校	<b>70.8%</b> 64.4%	<b>6,633校</b> 6,481校	<b>74.5%</b> 72.4%
義務教育学校	<b>254校</b> 232校	<b>206校</b> 180校	<b>81.1%</b> 77.6%	<b>215校</b> 186校	<b>84.6%</b> 80.2%
高等学校	<b>3,423校</b> 3,437校	<b>1,490校</b> 1,281校	<b>43.5%</b> 37.3%	<b>759校</b> 652校	<b>22.2%</b> 19.0%
中等教育学校	<b>35校</b> 35校	<b>9校</b> 8校	<b>25.7%</b> 22.9%	<b>5校</b> 3校	<b>14.3%</b> 8.6%
特別支援学校	<b>1,134校</b> 1,130校	<b>634校</b> 569校	<b>55.9%</b> 50.4%	<b>278校</b> 263校	<b>24.5%</b> 23.3%
合計	<b>33,910校</b> 34,334校	<b>22,009校</b> 20,153校	<b>64.9%</b> 58.7%	<b>22,693校</b> 21,935校	<b>66.9%</b> 63.9%

※下段は令和6年度の結果

※文部科学省「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の結果（概要）  
補足資料」（R7.11）

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



## コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のスケジュールについて

教育委員会としては、学校教育審議会へコミュニティ・スクール（CS）導入の基本的な考え方について諮問し、その答申を得て、方針を定めます。

（考えられるおおよそのスケジュール）

### 【令和8年度】

- ・ CS導入の在り方について諮問
- ・ 学校教育審議会において審議
- ・ 社会教育委員会において地域学校協働活動を審議
- ・ 京田辺市区・自治会長連絡協議会役員会へ説明
- ・ 試行に係る地域・保護者へ情報提供
- ・ 学校教育審議会からの中間報告
- ・ 教育委員会において試行の協議

### 【令和9年度】

- ・ 市民へ試行を周知
- ・ 試行
  - いくつかの小中学校にCS推進委員会を設置
  - 地域学校協働活動準備員を配置
- ・ 学校教育審議会からの答申
- ・ 総合教育会議で協議
- ・ 教育委員会で方針協議